

歴史資料室設置要綱

(目的及び設置)

第1条 歴史的、文化的資料として価値を有する公文書（現用のものを除く。）その他の資料（以下「歴史的文書」という。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究に資することを目的として、福山市生涯学習プラザの建物内に歴史資料室を設置する。

(開館時間)

第2条 歴史資料室の開館時間は、午前10時から午後6時まで（資料の閲覧は午後5時30分まで）とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(休館日)

第3条 歴史資料室の休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎週月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 市長が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、休館日を変更することができる。

(業務)

第4条 歴史資料室において、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 歴史的文書を収集し、整理し、及び保存すること。

(2) 歴史的文書を閲覧その他一般の利用に供すること。

(3) 歴史的文書についての調査研究を行うこと。

(4) 歴史的文書についての専門的な知識の普及及び啓発を行うこと。

(5) その他市長が必要と認める業務

(利用の制限)

第5条 前条第2号の規定にかかわらず、個人の秘密の保持その他の合理的な理由により一般の利用に供することが適当でない歴史的文書については、一般の利用に供しないものとする。

(委任)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、2008年（平成20年）7月1日から施行する。